

第四章 間理ニ於ケル我警察機關ノ沿革

明治四十二年間島協約成立ニ伴ヒ龍井村、局子街、頭道溝及百草溝ノ四地開放セラレ龍井村ニ總領事館爾餘ノ三箇所ニ分館ヲ開設スルコトトナリタル結果同年十一月龍井村ニ於ケル統監府臨時間島派出所ヲ閉鎖シテ新ニ總領事館ヲ開設シ同時ニ局子街及頭道溝ノ分館開設セラレ翌年三月百草溝分館モ事務ヲ開始スルニ至リ而シテ是等本館及分館ニハ合計約三十名ノ警察官ヲ配置セリ又琿春ニ關シテハ間島協約ニ於テ何等ノ規定ヲ見サリシカ從來同地ニ入り込ミ居リタル邦人ニハ無頓無耻ノ徒多カリシ爲之カ取締ノ必要アリタルト同地邦人ノ貿易發展上保護機關ノ設置ノ急務ナリシニ鑑ミ在間島總領事館分館ヲ開設スルコトトナリ明治四十三年四月支那政府ノ承諾ヲ得總

領事官ヲ派遣スルコトトナリ...

（以下は非常に淡く、読み取りが困難な縦書きの文章が続きます。内容は主に警察官の配置や協約の履行に関する記述と推測されます。）

...

...

出ツルノ慣行ニ基クモノニ外ナラサルヲ以テ前記支那政府ノ抗議ニ
 對シテハ在支公使ヨリ一應ノ辯明ヲ爲スニ止メ又延吉道尹ノ要求ニ
 對シテハ在閩島總領事ヨリ閩島ニ於ケル支那側官憲ノ保護取締ノ不
 成績ヲ指摘シ本邦人ノ保護並犯罪檢舉ノ爲メ我警察官ノ商埠地外派
 遣ノ已ムヲ得サル旨ヲ說示スルニ止メタリ

大正九年十月彈春事件發生スルヤ朝鮮軍ヨリ越境派兵シ不逞團ノ討
 伐並ニ國境地帯ノ治安維持ニ努メタルカ事懸ノ沈靜ト共ニ引續キ永
 ク我討伐部隊ヲ駐屯セシムルヲ得サル關係上十一月二日ノ閣議ニ於
 テ支那側ヲシテ其軍隊ヲ閩島殊ニ我居留民ノ多數在住スル地方ニ増
 派セシメ自ラ治安ノ維持ニ任シ得ルノ實力ヲ備フルヲ見タル上ニテ
 之ヲ撤退スルコトニ決定セリ然ルニ我軍隊ノ撤退ヲ實行シタル後ニ

...

於ケル自衛的保護警備ハ結局我警察力ニ依ルノ外ナキ所ナルニ拘ハ
 ラス當時同地方ニ於ケル我警察力ノ實勢力ヲ見ルニ龍井村、局子街、
 頭道溝、琿春及百草溝ノ五警察署並ニ天寶山、南陽坪及八道溝ノ各
 分署ヲ通シ在勤警察官百二十名ニシテ之ニ同年五月以降匪賊ノ横行
 ニ因ル不安状態ニ處スル爲朝鮮總督府ヨリ應援派遣セラレタル百二
 十四名ノ警察官ヲ加フルモ合計二百四十數名ニ過キス而モ是等ノ警
 察官ハ各々遠隔セル箇所ニ分駐スル爲保護ノ實力ヲ缺クノミナラス
 其ノ素質及武器等ノ點ニ於テ到底大部隊ノ不逞團來襲ニ備フルニ足
 ラサルコト明ラカナルヲ以テ十一月三十日ノ閣議ニ於テ同地方ニ於
 ケル領事館並在留民ノ生命財産ノ保護ニ充分ナル警察力ヲ備ヘシム
 ル爲前記各館ノ警察組織ヲ根本的ニ改造スルノ必要ヲ認メ朝鮮總督

五。警察官ノ養成ハ、警察官ノ職務ハ、治安維持ノ爲メ、國民ノ生命財産ヲ保護スルニ在リ、故ニ警察官ノ養成ハ、先づ其ノ精神ヲ鍛錬スルニ在リ、其ノ後、法律ノ知識ヲ修メ、體操ヲ鍛錬シ、其ノ後、實地ノ訓練ヲ受ケ、其ノ後、試験ヲ受ケ、合格シ、警察官トシテ、職務ヲ行フベシ、此ノ點ニ注意スルニ在リ、

府ト協議ノ上適切ナル計畫ヲ立ツルコトニ決定セリ
 依テ政府ハ我軍撤退前成ルヘク支那側當局諒解ノ下ニ警備分署ノ
 増設ヲ實行スルコトニ決シ十二月一日在支公使及在奉天總領事ニ訓
 令シテ支那側ノ諒解ヲ取付ケシムルコトトシタルカ支那側ニ於テ此
 種諒解ヲ與フルノ見込全然無キコト明瞭トナリタルヲ以テ軍隊在
 中ヲ利用シ急遽ニ分署ノ設置ヲ實行シ支那側ノ抗議アリタルトキハ
 既成ノ問題トシテ受流スコトニ方針ヲ變更シ差遣リ太拉子、傑靈洞
 銅佛寺、依蘭壽、嘎呀河、凉水泉子、二道溝、釜洞、願道溝、黑頂
 子ノ十箇所ニ警備分署ヲ開設シ不取敢間島並彈春ニ在ル領事館警備
 官並應援警備官ヲ以テ差遣リ配置スルコトトシ間島總領事ヲシテ之
 カ實行ニ關スル一切ノ準備ヲ進メシメ其結果十二月二十九日ヲ以テ

...

各館ヨリ配置人員ヲ同時ニ出發セシメ直チニ開設ニ着手セリ
 前記ノ手配ト俟テ蕩春事件後派遣セラレタル我軍隊ハ總領事館及分
 館所在地ニ二箇大隊約八百名ノ兵力ヲ殘シ大正十年一月十五日ヲ限
 リ全部朝鮮内地ニ引揚ヲ了シタルカ同地方ノ治安狀態ニ鑑ミ右殘留
 部隊ノ撤退後ニ於テハ更ニ警察力ヲ充實スルト共ニ警察組織ノ根本
 的改造ヲ爲スノ必要益々緊急ヲ告ケタルニ依リ政府ハ自衛ノ見地ヨ
 リ差向キ必要ナル最少限度ノ充實案トシテ新二十八箇所ニ分署並ニ
 派出所ヲ設ケ警察官一千二十四名ノ増員ヲ爲スノ計畫ヲ樹テタルモ
 財政ノ都合上成立セス第二案トシテ分署並出張所十四箇所ノ増置、
 警察官八百九十六人増員ノ案ヲ立テタルモ是亦成立セス結局大正十
 年度ニ於テハ二百二十一名ノ増員認めラレタルヲ以テ在來ノ警察官

百二十四名ト合セ之ヲ既設ノ警察署及分署ニ割當ツルコトトシ増員
 警察官ノ人選ト其ノ運用ニ專ラ意ヲ用ヒ以テ十二分ノ能率ヲ發揮ス
 ルニ努メ要員中約百四十名ハ朝鮮總督府ヨリ融通ヲ求ムルコトトシ
 右ノ結果大正十年十一月ニハ間島全般ニ於ケル我カ警察力ハ内地人
 警察官一六四名朝鮮人警察官一五八名合計三百二十二名ヲ算スルニ
 至レリ

以上ノ警察力擴張殊ニ兩埠地外ニ對スル我カ警察官ノ進出ニ對シテ
 ハ支那ニ於テ益々不安ヲ感シタルモノノ如ク大正十年一月以降同年
 末ニ至ル迄北京政府外交部ヨリ在支公使ニ又延吉道尹ヨリ間島總領
 事館ニ對シ抗議ヲ提出シ警察官ノ撤退乃至不増員ノ要求ヲ爲セルコ
 ト各々六七回ニ及ヒタルカ我方トシテハ依然地方治安ニ對スル支那

警察官ノ人選ト其ノ運用ニ專ラ意ヲ用ヒ以テ十二分ノ能率ヲ發揮ス
 ルニ努メ要員中約百四十名ハ朝鮮總督府ヨリ融通ヲ求ムルコトトシ
 右ノ結果大正十年十一月ニハ間島全般ニ於ケル我カ警察力ハ内地人
 警察官一六四名朝鮮人警察官一五八名合計三百二十二名ヲ算スルニ
 至レリ

側官憲ノ能力ノ依頼シ得サルコト及從來ノ苦キ經驗上自ラ警察官ヲ派遣シテ居留民ノ保護ニ當ラサル可ラサル旨ヲ以テ之ヲ斥ケ又大正十年五月三日在本邦支那代理公使内田外務大臣ヲ來訪シ結局我方ニ於テ商埠地外ノ警察官ヲ撤退スルノ意アルヤ否ヤヲ尋ネタルニ對シ同大臣ハ之ヲ肯定シタルモ同時ニ同地方ニ於ケル治安確實ニ維持セラレ支那官憲ノ邦人保護ニ付安心シ得ル事態ノ確立スルコト撤退ノ絶對條件タルコトヲ附言シタリ然レトモ間島地方支那官民ノ我カ警察官撤退運動ノ空氣漸次濃厚ヲ加フルニ鑑ミ一面前記ノ如キ斷乎タル態度ヲ示スト共ニ他面出來得ル限り問題ヲ起ササル様戒心スルノ要ヲ認メタルヲ以テ警察權ノ行使ニ當リテハ特ニ重大ナル政治犯其他已ムヲ得サル場合ノ外ハ成ル可ク手心ヲ加フルコトトシ又商埠地

イ等々大子調ニ就クモハ其式々々々ハ商埠地外ノ居留民ノ保護ニ當ルニ際シ警察官ノ撤退ニ對シテ支那官憲ノ邦人保護ニ付安心シ得ル事態ノ確立スルコトヲ附言シタリ然レトモ間島地方支那官民ノ我カ警察官撤退運動ノ空氣漸次濃厚ヲ加フルニ鑑ミ一面前記ノ如キ斷乎タル態度ヲ示スト共ニ他面出來得ル限り問題ヲ起ササル様戒心スルノ要ヲ認メタルヲ以テ警察權ノ行使ニ當リテハ特ニ重大ナル政治犯其他已ムヲ得サル場合ノ外ハ成ル可ク手心ヲ加フルコトトシ又商埠地

外ニ於ケル警察分署ノ名稱ハ支那側ノ脚徑ヲ刺戟スルノ嫌アリ面白
 カラサルニ付斯クノ如キ常設的名稱ヲ避ケ臨時的派遣ノ形式ヲ執ル
 コトトシ其旨間島總領事ヨリ管下各警察ニ訓達ヲ以テ實質上該警察
 ノ基礎ヲ固ムルコトトセリ
 大正十一年六月頭道溝事件發生ニ當リテハ一時朝鮮總督府ヨリ三百
 名ノ警察官ノ應援派遣ヲ受ケタルモ同事件ニ依リ其力警察力カ弱未
 タ不備ニシテ幾多改善充實ノ餘地アルコト認メラレタルヲ以テ同年
 八月本省ヨリ小川越書記官ヲ間島ニ派遣シテ右改善充實方ニ付關係者
 ト協議セシメタル結果開放地タル龍井村、局子街、頭道溝、百草溝
 及珥春ノ總領事館本館及分館警察署ニ在リテハ警察力ヲ第一部警備
 警察及第二部一般警察ノ二部ニ分チ其他ノ警察分署中天寶山、嘎呀

外ニ於ケル警察分署ノ名稱ハ支那側ノ脚徑ヲ刺戟スルノ嫌アリ面白
 カラサルニ付斯クノ如キ常設的名稱ヲ避ケ臨時的派遣ノ形式ヲ執ル
 コトトシ其旨間島總領事ヨリ管下各警察ニ訓達ヲ以テ實質上該警察
 ノ基礎ヲ固ムルコトトセリ
 大正十一年六月頭道溝事件發生ニ當リテハ一時朝鮮總督府ヨリ三百
 名ノ警察官ノ應援派遣ヲ受ケタルモ同事件ニ依リ其力警察力カ弱未
 タ不備ニシテ幾多改善充實ノ餘地アルコト認メラレタルヲ以テ同年
 八月本省ヨリ小川越書記官ヲ間島ニ派遣シテ右改善充實方ニ付關係者
 ト協議セシメタル結果開放地タル龍井村、局子街、頭道溝、百草溝
 及珥春ノ總領事館本館及分館警察署ニ在リテハ警察力ヲ第一部警備
 警察及第二部一般警察ノ二部ニ分チ其他ノ警察分署中天寶山、嘎呀

朝鮮國境地方警察力充實ニ際シ朝鮮側國境地方警察トノ連絡ヲ密
接ニシ有事ノ際ニ於ケル應援ニ遺憾無キヲ期スルノ必要上咸鏡北道
茂山、會寧、鐘城、穩城、訓戎、慶源、新阿山、慶興ノ八警察署長
ヲ以テ略々其ノ完了ヲ見同時ニ朝鮮總督府ヨリノ應援警察官モ撤退
ヲ了セリ

河、涼永泉子、八道溝、二道溝、釜洞、頭道溝及黒頂子ノ八箇所ハ
危險地帯ナルヲ以テ事故誘發防止ノ見地ヨリ人員ヲ半減シ長銃ヲ廢
シテ拳銃ヲ配スルコトトシ以上ノ改善ノ爲メ更ニ百五十三名ノ警察
官ヲ増加スルノ案ヲ立ツルニ至レリ本省ニ於テモ大体機宜ニ通スル
モノト認メテ之ヲ承認シ同年度ニ於テ百四十三名ノ増員認メラレタ
ルヲ以テ之ヲ青島及朝鮮憲兵隊並朝鮮人ヨリ採用充員シ同年十二月
ヲ以テ略々其ノ完了ヲ見同時ニ朝鮮總督府ヨリノ應援警察官モ撤退
ヲ了セリ

治安紊亂ノ實狀ヲ指摘シテ拒絕シタル以來殆ント公然抗議シ來レルヲ見ス我方ニ於テモ警察權行使上前記ノ如キ手心ヲ加ヘ出來得ル限リ事故ヲ發生セシメサル様注意ヲ加ヘタル結果支那側モ事實上開放地外ニ於ケル我カ分署ノ存在ヲ默認スルノ狀勢ヲ馴致シ爾來大体ニ於テ支那側トノ間ニ重大事故ノ發生ヲ見ス昭和三年東三省ノ易轍ニ至ル迄ハ彼我ノ關係概ネ圓滿ニ經過シタリ

斯クノ如クシテ昭和五年五月末ニ於テ間島及彈春ニ於ケル我警察官ハ約四百六十名ヲ算スルニ至リタルカ同月三十日龍井村及頭道溝ヲ中心トシテ勃發セル共產系鮮匪ノ暴動後間島全般ニ亘リ治安狀態著シク擾亂セラレタルニ鑑ミ警備上並鮮匪取締上警察官ノ一大増員ヲ必要トスルノ見地ヨリ同地總領事ヨリ二百名ノ増員方稟請シ來リタ

大正十四年五月、朝鮮支那邊境に於ける治安を維持するに當り、我が國は、警察官を増員し、その任務を厳重に命じた。この増員は、朝鮮支那邊境の治安を維持し、我が國の利益を保護するに必要と認められた。警察官は、この任務を厳重に果たすに努め、治安を維持し、我が國の利益を保護するに努めた。警察官は、この任務を厳重に果たすに努め、治安を維持し、我が國の利益を保護するに努めた。

... 支那側ノ對日態度最近ノ傾向ニ鑑
ミ此際斯クノ如キ一大増員ヲ爲スコトハ却テ支那側ノ態度ヲ硬化セ
シメ惹イテ我警察機關ノ現地位ニモ累ヲ及ボスノ虞アリ大局上得策
ナラスト認メタルヲ以テ新規採用及他地方ヨリノ融通ニ依リ差當リ
三十名ノ増員ヲ爲スヘキモ徒ラニ人員ノ多數ニ頼ルコト無ク課職機
關ノ活動及支那側トノ連絡ニ一層ノ努力ヲ拂ヒ不逞團ノ集團的徵擧
等ノ必要上現在員ニテ其ノ目的ヲ達シ得サル場合ニハ朝鮮總督府ヨ
リ應援ヲ求ムルノ方法ニ依リ替處スヘキ旨ヲ回訓セリ(別紙第三號)
然レトモ現地ニ於ケル共匪ノ活動ハ其後モ容易ニ鎮定セラレス之カ
檢擧ニ尙相當ノ手不足ヲ感スルモノアリタルヲ以テ爾來必要ニ應シ
他地方領事館警察ヨリ融通ヲ行ヒタル結果同年末ニ於テハ同地總領

ルカ(別紙第二號)本省ニ於テハ支那側ノ對日態度最近ノ傾向ニ鑑
ミ此際斯クノ如キ一大増員ヲ爲スコトハ却テ支那側ノ態度ヲ硬化セ
シメ惹イテ我警察機關ノ現地位ニモ累ヲ及ボスノ虞アリ大局上得策
ナラスト認メタルヲ以テ新規採用及他地方ヨリノ融通ニ依リ差當リ
三十名ノ増員ヲ爲スヘキモ徒ラニ人員ノ多數ニ頼ルコト無ク課職機
關ノ活動及支那側トノ連絡ニ一層ノ努力ヲ拂ヒ不逞團ノ集團的徵擧
等ノ必要上現在員ニテ其ノ目的ヲ達シ得サル場合ニハ朝鮮總督府ヨ
リ應援ヲ求ムルノ方法ニ依リ替處スヘキ旨ヲ回訓セリ(別紙第三號)
然レトモ現地ニ於ケル共匪ノ活動ハ其後モ容易ニ鎮定セラレス之カ
檢擧ニ尙相當ノ手不足ヲ感スルモノアリタルヲ以テ爾來必要ニ應シ
他地方領事館警察ヨリ融通ヲ行ヒタル結果同年末ニ於テハ同地總領

本館警察力ハ次表ノ通り派張セララルルニ至レリ
 在間島總領事館 警察部
 警 視 一名
 警 部 一名
 警 部 補 一名
 巡 査 部 長 一名
 巡 査 六 名
 計 一〇 名
 總領事館警察署 警 部 四 名

事館警察力ハ次表ノ通り派張セララルルニ至レリ

在間島總領事館

警察部

警 視 一名

警 部 一名

警 部 補 一名

巡 査 部 長 一名

巡 査 六 名

計 一〇 名

總領事館警察署

警 部 四 名

南陽坪分署	太拉子分署
巡查部長	警部
計	巡查部長
一名	一名
	巡查
	計
	一名
	九二名
	七名
	二名
	一〇五名

本國政府所屬
 警部補 二名
 巡查部長 七名
 巡查 九二名
 計 一〇五名



巡査	巡査部長	警部	天寶山分署	計	巡査	巡査部長	警部	銅佛寺分署	計	巡査
一五名	一名	一名		一二名	一〇名	一名	一名		九名	八名

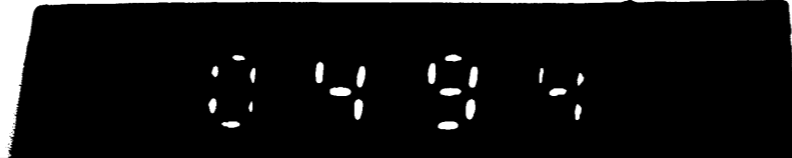
巡査	巡査部長	警部	計	巡査	巡査部長	警部	計
一〇名	一名	一名	一二名	一〇名	一名	一名	一二名

局子街分館

	計	計	巡査部長	警部補	警部	局子街分館警察署
七名	四二名	三六名	三名	二名	一名	一七名

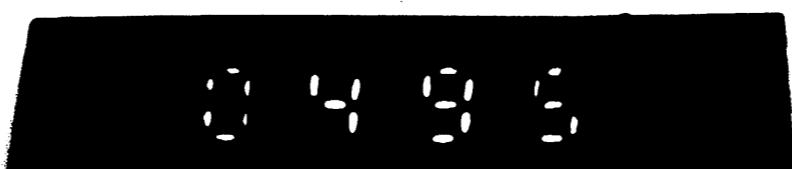
倭滿洞分署

八	六	一	一〇	一〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



八道溝分署	計	八名
警部		一名
巡查		九名
計		一〇名
依蘭溝分署		
巡查部長		一名
巡查		七名
計		八名
嘎呀河分署		
警部		一名

八道溝分署	計	八名
警部		一名
巡查		九名
計		一〇名
依蘭溝分署		
巡查部長		一名
巡查		七名
計		八名
嘎呀河分署		
警部		一名



頭道溝分館

頭道溝分館警察署

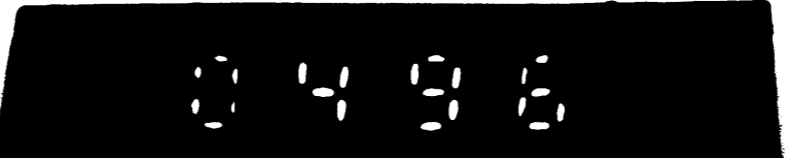
警部	一名
警部補	二名

計	九名
巡查	八名
巡查部長	一名

涼永泉子分署

計	一名
巡查	九名
巡查部長	一名

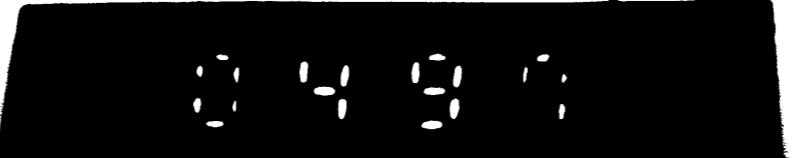
巡查部長	一名
巡查	八名
計	九名
巡查部長	一名
巡查	八名
計	九名
巡查部長	一名
巡查	八名
計	九名
巡查部長	一名
巡查	八名
計	九名



二道溝分署	釜洞分署
警部	警部
巡查部長	巡查部長
一名	一名
計	計
一名	六六名
巡查	巡查
九名	六〇名
巡查部長	巡查部長
一名	三名

同前

警部	二名
巡查	一名
巡查部長	一名
計	四名
巡查	八名
巡查部長	一名
計	九名
巡查	一名
巡查部長	一名
計	二名
巡查	一名
巡查部長	一名
計	二名
巡查	一名
巡查部長	一名
計	二名



琿春分館

琿春分館警察署

警部 一名

警部補 三名

巡査部長 四名

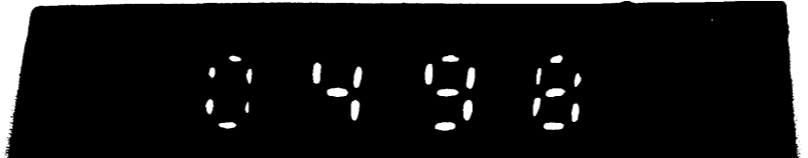
巡査 三九名

計 四七名

黒頂子分署

警部補 一名

警部補	一名
警部	一名
巡査部長	四名
巡査	三九名
計	四七名
警部補	三名
警部	一名
巡査部長	四名
巡査	三九名
計	四七名
警部補	一名
警部	一名
巡査部長	四名
巡査	三九名
計	四七名



百草溝分館

百草溝分館警察署

警部	一名
巡查部長	三名
巡查	三十一名

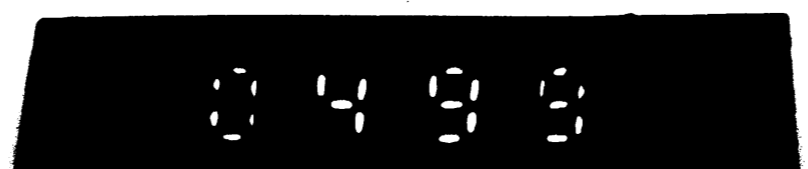
頭道溝分署

計	一一名
巡查	一〇名
警部	一名
計	一一名
巡查	一〇名

百草溝分館

百草溝分館警察署

警部	一名
巡查部長	三名
巡查	三十一名
計	一一名
巡查	一〇名
警部	一名
計	一一名
巡查	一〇名



總計

巡査	巡査部長	警部補	警部	警視
四五〇名	九〇名	三一一名	一〇一名	一八一名

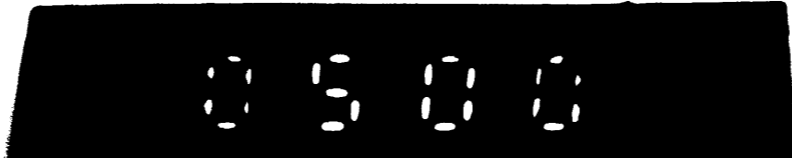
合計

計 三五名

高等勲章

勲章勲章勲章

勲章	勲章	勲章
一〇名	一〇名	一〇名



別紙第一號

間島方面ニ出兵セル帝國軍隊撤退ニ關スル件
(大正九年十一月二日閣議決定)

珲春事件ニ基キ間島方面ニ派遣セル帝國軍隊ハ近ク所期ノ目的ヲ達
スヘキヲ以テ十月十四日ノ聲明ニ基キ左記要領ニ依リ豫メ撤退ヲ準
備シ且其ノ準備成ルニ於テハ撤退ヲ實行致シ度シ

一 支那側ヲシテ速ニ其ノ軍隊ヲ間島ニ増派セシメ以テ自ラ治安ノ維
持ニ任シ得ルノ實力ヲ備ヘシメ且帝國ニ對シ同地方ノ帝國臣民及
其ノ利益ノ保護並不逞鮮人等ノ討伐ヲ實行シ以テ累ヲ帝國領土内
ノ治安維持ニ及ホササルコトヲ保障セシム

一 珲春、龍井村、局子街、百草溝、頭道溝等帝國居留民ノ在住スル

支那側ニ於テ右諸件ヲ承認シ相當ノ處置ヲ執リ其ノ實行ヲ見ルニ
 於テハ帝國軍隊ハ討伐ノ段落ヲ告クルヲ期トシ逐次間島ヨリ撤退
 承認セシム

支那側ニ於テ右諸件ヲ承認シ相當ノ處置ヲ執リ其ノ實行ヲ見ルニ
 於テハ帝國軍隊ハ討伐ノ段落ヲ告クルヲ期トシ逐次間島ヨリ撤退
 承認セシム

支那側ニ於テ右諸件ヲ承認シ相當ノ處置ヲ執リ其ノ實行ヲ見ルニ
 於テハ帝國軍隊ハ討伐ノ段落ヲ告クルヲ期トシ逐次間島ヨリ撤退
 承認セシム

地方ニハ帝國臣民保護ノ爲メ特ニ支那軍隊ヲ配置セシム
 若シ支那側ニ於テ是等ノ地誌ニ其ノ軍隊ヲ配置セサルニ於テハ帝
 國ハ當分ノ内必要ト認ムル地誌ニ所要ノ守備兵ヲ殘置スルコトヲ
 支那側ヲシテ承認セシム

將來再ヒ今回ノ如キ事變發生シ支那側ニ於テ鎮定スル能ハスシテ
 帝國臣民ニ危害ヲ與ヘ其ノ利益ニ損害ヲ與ヘ若クハ累ヲ帝國領土
 内ノ治安維持ニ及ホスニ於テハ帝國ハ自衛上更ニ必要ナル地方ニ
 出兵シテ臨機ノ處置ヲ執ルヘキコトアルヲ豫メ支那側ヲシテ
 承認セシム

支那側ニ於テ右諸件ヲ承認シ相當ノ處置ヲ執リ其ノ實行ヲ見ルニ
 於テハ帝國軍隊ハ討伐ノ段落ヲ告クルヲ期トシ逐次間島ヨリ撤退
 承認セシム

ス

兵 間島方面ノ治安ヲ維持シ帝國臣民ノ生活ヲ安定セシムル爲メニハ
 交通機關ノ整備ヨリ急ナルハ無シ依テ此機會ヲ利用シテ速ニ支那
 側ニ交渉シテ吉會鐵道ノ敷設ヲ促進スルノ方法ヲ講スルヲ要ス

鐵道ハ帝國東亞ノ經濟ノ發達ヲ促スルニ至大ニ關係有リ故ニ政府ハ
 支那鐵道ノ敷設ヲ積極的ニ援助スルニ方針ヲ定メテ之ヲ遂行スル
 事ヲ決シタルニ至リテモ猶モ其ノ手續ヲ速ニ進メテ敷設ヲ開始セシ
 ムルノ必要アリ

茲ニ支那ノ鐵道ハ其ノ發展ヲ極メテ來リテ今ニ至リテは
 外國ノ資本ヲ利用シテ敷設スルニ方針ヲ定メテ之ヲ遂行スル
 事ヲ決シタルニ至リテモ猶モ其ノ手續ヲ速ニ進メテ敷設ヲ開始セシ
 ムルノ必要アリ

茲ニ支那ノ鐵道ハ其ノ發展ヲ極メテ來リテ今ニ至リテは
 外國ノ資本ヲ利用シテ敷設スルニ方針ヲ定メテ之ヲ遂行スル
 事ヲ決シタルニ至リテモ猶モ其ノ手續ヲ速ニ進メテ敷設ヲ開始セシ
 ムルノ必要アリ



謝り文書は、各自治会連合会、警察、消防、民衆、各団体等に配布され、
交際関係、連絡、協力等、一層、密接な関係を築き、治安の維持に努むる事
を期す。此の如く、各自治会連合会、警察、消防、民衆、各団体等に配布され、
交際関係、連絡、協力等、一層、密接な関係を築き、治安の維持に努むる事
を期す。

別紙第二號

警察官増員ノ件ニ關スル岡田總領事稟請

(昭和五年六月十六日)

當地方ノ暴動事件ニ關シテハ既報ノ如ク、檢擧ニ全力ヲ注キ、一方民心
ノ鎮靜ニ努メタル爲、一時、平靜ニ歸シツツアリタル處、其ノ後、不逞殘黨
ノ逆宣傳絶エサル爲、頭道溝方面一帶、尙不安ノ状態ニ在リ、且、前報檢擧
シタル暴動總隊長金詰等ノ供述ニヨリ、今回ノ暴動ニ動員シタル數ハ
頭道溝地方約二百、龍井村地方約百、其ノ他約二百ニシテ、尙近々第二次
計畫ヲモ豫テ居ルコト判明シ、右ノ内氏名ノ判明セル分約百ニ達シ、尙
此ノ外、中國共產黨ノ配下ニ入りタル「エム、エル」派、火曜派ノ黨員
等約五百ニ上ル見込ニシテ、此等ヲ一掃スルニ非レハ、今後此ノ種不詳



我警察活動ヲ充分ナラシムル爲嚮ニ最少限七十名ノ巡査増員ヲ稟請
 シタル次第ナルカ不幸御詮議ニ至ラス遂ニ今日アルニ至リタル次第
 ニシテ今トナリテハ右七十名ニテハ到底效果ヲ期シ難ク萬一右増員
 困難トセハ我施設ニ相當犧牲的損害ヲ豫想セラルルモ各分署ノ人員
 ヲ一時本館及分館ニ集結シテ目的ヲ決行スルノ外ナキ次第ニ付右増
 員方是非共特別御詮議ノ上至急御回訓ヲ請フ

（Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.)



自は各地方に於ては、既に全島に於て、
一、地方自治の進展、
二、地方財政の健全、
三、地方教育の充実、
四、地方産業の振興、
五、地方交通の改善、
六、地方衛生の向上、
七、地方防衛の強化、
八、地方福祉の増進、
九、地方文化の発展、
十、地方環境の美化、
十一、地方行政の効率化、
十二、地方住民の意識向上、
十三、地方経済の活性化、
十四、地方社会の安定、
十五、地方国際交流の促進、
十六、地方防災力の強化、
十七、地方労働力の確保、
十八、地方情報化の推進、
十九、地方高齢者のケア、
二十、地方若者の就業支援、
二十一、地方子育て支援、
二十二、地方障害者の福祉、
二十三、地方外国人労働者の受け入れ、
二十四、地方外国人労働者の生活支援、
二十五、地方外国人労働者の労働条件改善、
二十六、地方外国人労働者の社会参加促進、
二十七、地方外国人労働者の文化交流促進、
二十八、地方外国人労働者の日本語教育、
二十九、地方外国人労働者の職業訓練、
三十、地方外国人労働者の健康診断、
三十一、地方外国人労働者の労働安全衛生教育、
三十二、地方外国人労働者の労働相談、
三十三、地方外国人労働者の労働争議処理、
三十四、地方外国人労働者の労働組合結成支援、
三十五、地方外国人労働者の労働組合活動支援、
三十六、地方外国人労働者の労働組合教育、
三十七、地方外国人労働者の労働組合文化活動支援、
三十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流促進、
三十九、地方外国人労働者の労働組合国際連携強化、
四十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設整備、
四十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
四十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
四十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
四十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
四十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
四十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
四十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
四十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
四十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
五十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
五十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
五十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
五十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
五十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
五十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
五十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
五十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
五十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
五十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
六十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
六十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
六十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
六十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
六十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
六十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
六十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
六十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
六十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
六十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
七十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
七十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
七十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
七十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
七十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
七十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
七十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
七十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
七十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
七十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
八十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
八十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
八十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
八十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
八十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
八十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
八十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
八十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
八十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
八十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
九十、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
九十一、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
九十二、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
九十三、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
九十四、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
九十五、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
九十六、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、
九十七、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設運営支援、
九十八、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流促進、
九十九、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際連携強化、
百、地方外国人労働者の労働組合国際交流拠点施設国際交流拠点施設整備、

別紙第三號

警察官増員ノ件ニ關スル幣原大臣回訓

(昭和五年六月二十一日)

御申出ノ趣旨ハ不逞團ノ檢舉ニ對スル支那側ノ妨害ヲ排除スルニ足
ル實力ヲ整備セムトスルニ在ルモノト察セララルル處支那側ノ感觸ヲ
度外視シテ大増員ヲ爲スハ其ノ對抗的態度ヲ益々硬化セシメ當面ノ
目的トシテハ假令一時相當數ノ不逞殘黨ヲ檢舉シ得タリトスルモ徹
底的ニ之ヲ掃蕩スルコト困難ナルニ至ルヘキノミナラス牽イテハ貴
地ニ於ケル我警察機關ノ現地位ニモ影響ヲ及ホシ大局上策ノ得タル
モノト認ムルヲ得ス又目下極度ノ經費緊縮ノ際ニモアリ殊ニ事件カ
一旦鎮靜ヲ見其ノ後相當時日ヲ經過シタル今日ニモアリ増員計畫ノ

一旦組織を整理し、臨時支部を設け、其の活動を更に進めようとする。其の目的は、

一、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

二、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

三、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

四、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

五、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

六、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

七、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

八、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

九、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

十、臨時支部の設立、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、臨時支部の設立は、

實現ハ到底見込無キノミナラス假リニ其ノ實現ヲ見タリトスルモ經費支出及募集等ノ手續ノ爲メニ少クモ二ヶ月ヲ要スル次第ニテ急場ノ間ニ合ヒ得サルヘク旁々御申出ノ如キ増員ハ乍遺憾此際詮議困難ナリ他面分署人員ヲ撤退シテ貴館其ノ他ニ集結スルカ如キハ在留民ノ保護及我施設ノ維持上固ヨリ輕々ニ實行シ得サル所ナルカ不逞殘黨カ一大集團ヲ成シテ再舉ヲ計ルカ如キ場合ハ兎モ角所在ニ散在潛行スルカ如キ狀態ナル限り各分館ノ人員ヲ融通シ合フコトニ依リ之カ警防又ハ檢舉ヲ行フコト甚シク難事トモ思ハレサルニ付是等不逞輩ノ勢力ヲ輕視スルハ固ヨリ危險ナルモ徒ニ之ヲ過大視スルコト無ク諜報機關ノ活動及支那側トノ連絡ニ一層努力シ機宜ノ措置ヲ講セラレタク右ニ對シテハ過般ノ増員ノ外ニ更ニ他地方ヨリ十名ヲ融通

シ都合三十名ヲ豫定ヲ早メ出發セシムルコトスヘシ尤モ今後御手配ニ依リ不逞團ヲ集團的ニ檢舉スルノ機至リ而カモ現在人員ニテハ到底目的ヲ達シ得ストノ御見込ナラハ朝鮮總督府ヨリ必要ナル最短期間ノ應援ヲ求メ時機ヲ逸セス檢舉ヲ行フ手筈ヲ執ルノ外無キニ付右ノ場合ニハ豫メ檢舉計畫及應援所要人員御申出アリタシ尙以上ノ措置ヲ盡スモ貴地方ノ治安維持ハ結局支那側官憲ノ手配ニ俟ツノ外無ク右ニ付テハ東三省及吉林省當局ニ於テモ夫々地方官憲ニ對シ訓令ヲ發シ居ル模様ナル處我警察機關ニ對スル支那側ノ態度ヲ根本的ニ改メシムルコトハ此際遽カニ期待シ得サル所ナルモ共產分子ノ行動ニ對シテハ東三省官憲ニ於テモ共通ノ利害問題トシテ深甚ナル注意ヲ拂フヘキ義ト思考スルニ付今後トモ奉天、吉林總領事ト連絡ヲ

シ都合三十名ヲ豫定ヲ早メ出發セシムルコトスヘシ尤モ今後御手配ニ依リ不逞團ヲ集團的ニ檢舉スルノ機至リ而カモ現在人員ニテハ到底目的ヲ達シ得ストノ御見込ナラハ朝鮮總督府ヨリ必要ナル最短期間ノ應援ヲ求メ時機ヲ逸セス檢舉ヲ行フ手筈ヲ執ルノ外無キニ付右ノ場合ニハ豫メ檢舉計畫及應援所要人員御申出アリタシ尙以上ノ措置ヲ盡スモ貴地方ノ治安維持ハ結局支那側官憲ノ手配ニ俟ツノ外無ク右ニ付テハ東三省及吉林省當局ニ於テモ夫々地方官憲ニ對シ訓令ヲ發シ居ル模様ナル處我警察機關ニ對スル支那側ノ態度ヲ根本的ニ改メシムルコトハ此際遽カニ期待シ得サル所ナルモ共產分子ノ行動ニ對シテハ東三省官憲ニ於テモ共通ノ利害問題トシテ深甚ナル注意ヲ拂フヘキ義ト思考スルニ付今後トモ奉天、吉林總領事ト連絡ヲ

執り同地方支那當局ヲ隨時鞭撻スルト共ニ貴官直接籌備處長ニ對シ
必要ノ交渉ヲ重ネラレ増員ニ依ラスシテ目的ヲ達セラルル様御配慮
アリタシ

（Faint vertical Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and low contrast.)

第五章 間島ニ於ケル我警察權行使ニ關スル方針

大正四年滿蒙ニ關スル日支新條約成立ニ伴ヒ帝國ニ於テ間島協約ノ一部カ新條約ニ依リテ當然失效セルモノト解シ間島在任朝鮮人ニ對シ一律ニ我法權ヲ及ホスノ方針ヲ執リタル結果支那政府ハ間島全人口ノ約八割ヲ占ムル朝鮮人ニシテ悉ク我節度ニ服スルニ至ラハ我勢力必然同地方ニ急侵シ終ニ間島協約ニ依リ獲得セル領土權ヲ有名無實ナラシムルニ至ルヘキヲ憂慮シ其ノ對抗策トシテ一面帝國政府ニ向テ法理上ヨリ間島協約カ新條約ニ依リ何等影響ヲ受ケサルコトヲ強硬ニ主張スルト同時ニ他面朝鮮人ニ對スル各種ノ施設ニ依リ其ノ勢力ノ維持ニ腐心スルニ至レリ其ノ著例ヲ擧クレハ次ノ如シ

(一) 歸化鮮人ニシテ名望アル者ヲ辨事員ニ任命シ各地ニ配置シテ教育

テリ
 必要ニ交際ヲ重クシテ
 應リ同條約支那當局ニ對シ
 其ニ實官直ニ對シテ